

主な「受検の手引」販売先一覧表

名称	所在地	電話番号
一般社団法人 日本建設機械施工協会 (試験部)	〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8	03-3433-1575
※同 施工技術総合研究所	〒417-0801 静岡県富士市大淵3154	0545-35-0212
同 北海道支部	〒060-0003 札幌市中央区北3条西2-8 さつげんビル5F	011-231-4428
同 東北支部	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-4-18 太陽生命仙台北町ビル5F	022-222-3915
同 北陸支部	〒950-0965 新潟市中央区新光町6-1 興和ビル9F	025-280-0128
同 中部支部	〒460-0003 名古屋市中区錦3-7-9 太陽生命名古屋第2ビル7F	052-962-2394
同 関西支部	〒540-0012 大阪市中央区谷町2-7-4 谷町スリースリースビル8F	06-6941-8845
同 中国支部	〒730-0013 広島市中区八丁堀12-22 築地ビル4F	082-221-6841
同 四国支部	〒760-0066 高松市福岡町3-11-22 建設クリエイティブビル4F	087-821-8074
同 九州支部	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-4-30 いわきビル2F	092-436-3322
一般社団法人 沖縄しまたて協会	〒901-2122 浦添市字勢理客4-18-1 トヨタマイカーセンター4F	098-879-2097
※同 北部支所	〒905-1152 名護市字伊差川24-1	0980-53-1555

※を除き、郵送販売もしています。

### 令和7年度1級建設機械施工管理技術検定試験（第一次検定）受検の手引

発行 一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部  
〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8  
TEL 03-3433-1575（平日9:30～12:00、13:00～17:30）  
FAX 03-3433-0401 URL <https://jcmanet-shiken.jp/>

「受検の手引・申込用紙」共で1部1,000円(税込み)。郵送で請求のときは1～5部までの送料750円(税込み)。  
落丁、乱丁はお取替えいたします。(不許複製)

建設業法に基づく建設機械施工管理技士補となるための国家試験

## 令和7年度 建設機械施工管理技術検定試験

# 1級【第一次検定】受検の手引

受検資格 (合格者の処遇)	令和8年3月31日までに満19才以上となる方が対象です。 第一次検定の合格者は、必要な実務経験年数を満たすことで令和8年度以降に行われる1級または2級第二次検定を受検できます。 ※令和7年度の第二次検定は受検できません。
------------------	--

受付期間	令和7年2月17日(月)～3月14日(金) ※締切日3月14日の消印まで有効 ※受付期限が例年に比べて早くなっていますのでご注意ください。
------	--

試験日	令和7年6月15日(日)				
試験地	札幌市	仙台市	東京都	新潟市	名古屋市
	大阪市	広島市	高松市	福岡市	那覇市

### 【注意】

- 注1) 試験地は、都合により変更する場合があります。
- 注2) 受検申込みの書類を提出後は、氏名および住所に係る変更以外の記載内容は変更できません。この手引を最後までよく読み、記載の内容に同意をしたうえで受検の申込みをしてください。受検の申込みをした場合は、この手引の内容にすべて同意したものとみなします。
- 注3) 受検の申込みは、この手引に同封の専用の封筒を使用し簡易書留で郵送してください。他の方法で送付した場合は、その申込みは無効となりますので、注意してください。料金の別納や後納による郵送で消印のないものは、締切日までに配達されたものまでを有効とし、締切日を過ぎたものは受付しません。
- 注4) 当協会とよく似た名称を用い、あたかも国家資格につながる業務を扱っている団体であるかのように勧誘し、申込み手続きの代行等を行っている者がありますが、当協会とは一切関係ありません。当協会では、ホームページやチラシに記載の受検の手引の販売窓口での手引販売について一部委託を行っているほかは、代行機関を一切設置していません。また、受検に関連する講習会等も行っていません。
- 注5) 建設業法関係法令の改正等により、受検の手引の記載の一部が変更となる場合があります。手引の販売後に変更となる場合は、当協会ホームページでお知らせします。

国土交通大臣指定試験機関

JCMA 一般社団法人 日本建設機械施工協会

【この手引は、申込書提出後も必要になりますので、大切に保管してください。】

## 1 級建設機械施工管理技術検定について

建設機械施工管理技術検定試験は、一般社団法人日本建設機械施工協会が、建設業法第27条の2により国土交通大臣が指定する試験機関として、建設機械を使用して施工する建設工事に従事する技術者を対象に実施する技術検定試験です。

この試験は、建設機械施工管理に必要な建設機械の構造および機能や故障対応並びに施工管理法等の知識、建設工事の施工管理に必要な土木工学や法規の知識のほか、施工管理を行う技術者としての能力が所定の水準以上であるかを確認するものです。

この試験に合格し所定の手続きを行うことで、国土交通大臣から建設機械施工管理技術検定合格証明書が交付されます。また、第一次検定合格者は「1 級建設機械施工管理技士補」、第二次検定合格者は「1 級建設機械施工管理技士」と称することが認められます。

### ◎1 級建設機械施工管理技士補（第一次検定の合格者）

#### （1）技士補の称号と1 級第二次検定の受検資格

\* 1 級建設機械施工管理第一次検定に合格した方は、「1 級建設機械施工管理技士補」の称号を付与され、1 級建設機械施工管理第二次検定の受検資格として必要な実務経験の要件を満たすことで、令和8年度以降の1 級建設機械施工管理第二次検定を受検することができます。1 級第二次検定の受検資格となる実務経験は、本手引の第17項をご覧ください。

#### （2）2 級第二次検定の受検資格

\* 令和6年度の制度改正により、1 級建設機械施工管理第一次検定の合格者は、2 級第二次検定についても所定の実務経験の要件を満たすことで受検することができます。2 級第二次検定の受検資格となる実務経験の詳細は、2 級第二次検定の受検の手引をご覧ください。

#### （3）監理技術者補佐の資格

\* 当該第一次検定の合格者のうち、2 級建設機械施工管理第二次検定に合格するなどの主任技術者の資格を有する方は、建設工事における監理技術者の専任の義務を解くための「監理技術者補佐」に就くことができます。ただし、監理技術者補佐に就くことのできる工事は、土木工事業、とび・土工工事業および舗装工事業に係るものに限ります。

### ◎1 級建設機械施工管理技士（第二次検定の合格者）

\* 1 級建設機械施工管理第二次検定に合格した方は、「1 級建設機械施工管理技士」の称号を付与され、建設業の許可に必要な有資格者になることができるほか、建設工事の施工現場における監理技術者および主任技術者としての資格が与えられます。ただし、土木工事業、とび・土工工事業および舗装工事業に係るものに限ります。  
\* 上記のほか、労働安全衛生法に定める特定自主検査および運転技能講習等について、その資格取得や免除等を受けることができます。詳細は、1 級第二次検定の受検の手引をご覧ください。

## 令和6年度制度改正以降の受検資格について

令和4年度の建設業法改正により技術検定制度が令和6年度から改正され、受検資格が下記のように変わりました。

1 級第一次検定受検資格	
旧受検資格(令和5年度以前)	新受検資格(令和6年度以降)
次のいずれかの該当者。 ・2 級技術検定 <sup>※1</sup> の合格者 ・1 級第二次検定の受検資格を満たす者	受検年度の年度末において満19才以上となる者。

※1：2 級技術検定：2 級建設機械施工管理第二次検定または2 級建設機械施工技術検定をいう。

1 級第二次検定受検資格(令和10年度までは新旧いずれの受検資格でも受検できます。)	
旧受検資格(令和5年度以前)	新受検資格(令和6年度以降)
1 級第一次検定の合格者であって、学歴または保有資格に応じた実務経験年数を満たす者。ただし、実務経験は、建設機械施工に関するものに限る。	1 級第一次検定の合格者であって、1 級第一次検定合格後または2 級技術検定 <sup>※1</sup> 合格後の実務経験が所定の年数を満たす者。ただし、実務経験は、当該種目の業種 <sup>※2</sup> に係る工事における建設機械施工の施工の管理に関するものに限る。

※1：2 級技術検定：2 級建設機械施工管理第二次検定または2 級建設機械施工技術検定をいう。

※2：当該種目の業種：土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業をいう。

- \* 1 級第一次検定の新受検資格は、受検年令を満たせばどなたでも受検可能となりました。
- \* 1 級第二次検定の新受検資格となる実務経験は、1 級第一次検定合格後または2 級第二次検定合格後の建設機械施工における「施工の管理」に関するものに限られます。
- \* なお、経過措置により、令和10年度までは旧受検資格(令和5年度以前の受検資格)での受検もできます。旧受検資格は、最終学歴の学校を卒業後の建設機械施工に関する実務経験となります。
- \* 1 級第一次検定合格後の第二次検定の受検については、本手引の「[16. 第二次検定【参考】](#)」、「[17. 第二次検定の受検資格【参考】](#)」、「[18. 実務経験【参考】](#)」をご覧ください。

#### ◎実務経験の記録と保存について

新制度では、第二次検定の受検資格として1 級第一次検定または2 級第二次検定(令和2年度までの2 級技術検定を含む。)に合格した後の実務経験が必要となります。

この実務経験については、原則として工事ごとに証明が必要となるため、第一次検定に合格された方は、本手引の「[13. 実務経験の記録と保存【重要】](#)」を参照のうえ、実務経験の記録と保存を行うようにしてください。

#### ◎第二次検定の受検について

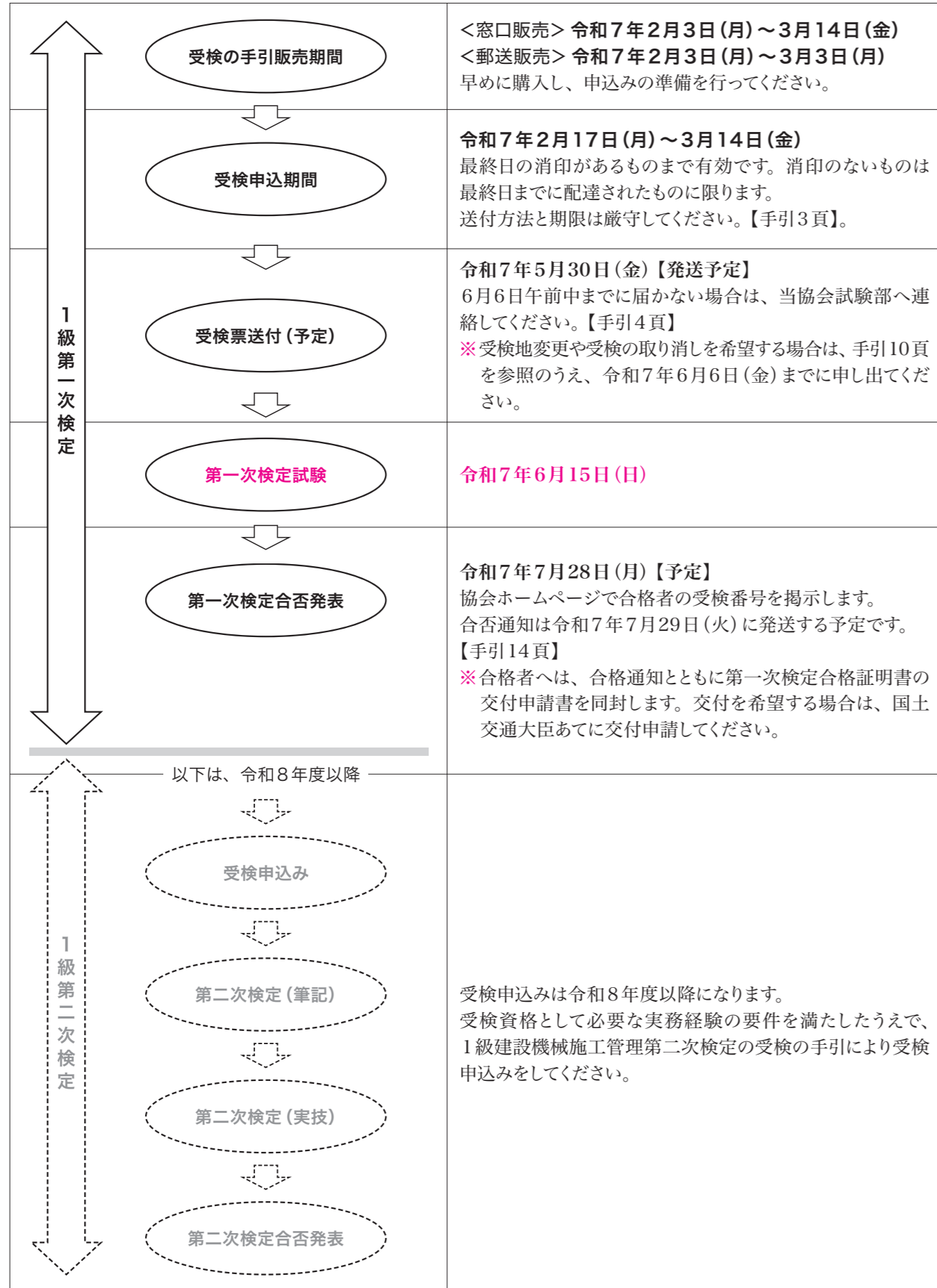
1 級建設機械施工管理第二次検定の受検は、1 級建設機械施工管理第一次検定の合格者に限られます。第一次検定合格の翌年度以降に、受検資格となる実務経験年月を満たしたうえで受検申請してください。

1 級第一次検定合格者として2 級第二次検定を受検する場合も、第一次検定合格の翌年度以降に、2 級第二次検定の受検資格となる実務経験年月を満たしたうえで受検申請してください。

# 目次

1. 資格取得までの流れと主な日程	1	12. 合格証明書の交付申請手続き	14
2. 試験日程、試験地等	2	13. 実務経験の記録と保存【重要】	15
2.1 試験の日時	2	14. 合格者の処遇	15
2.2 第一次検定の試験地、時間割	2	15. 個人情報の取扱	16
2.3 試験地についての注意事項	2	16. 第二次検定【参考】	16
3. 受検資格、受検の申込み、受検票の送付	3	17. 第二次検定の受検資格【参考】	17
3.1 受検資格	3	17.1 新受検資格	17
3.2 受付期間、提出先	3	17.2 旧受検資格	18
3.3 受検手数料(非課税)	3	18. 実務経験【参考】	22
3.4 申込み手順と注意事項	3	18.1 対象となる建設工事等	22
4. 提出書類	5	18.2 建設機械施工の実務経験	23
4.1 提出書類一覧	5	18.3 国外の実務経験の国土交通大臣による認定申請【旧受検資格に限るもの】	24
4.2 住民票	5	19. よくある質問	25
4.3 写真票(C票)に貼付する写真	5	(巻末) 各種様式	
5. 提出書類の記載方法等	6	* 郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届【様式】	28
5.1 A票の記載	6	* 1級建設機械施工管理技術検定受検取消届【様式】	29
5.2 B票の記載	7		
5.3 C票の記載	9		
6. 申込み内容の変更、取り消し手続き	10		
6.1 郵便物送付先住所の変更	10		
6.2 氏名、本籍の変更	10		
6.3 受検地の変更	10		
6.4 受検の取り消し	10		
7. 試験方法及び内容	11		
7.1 試験方法	11		
7.2 第一次検定	11		
8. 身体の不自由がある方の受検について	12		
9. 受検時の注意事項	12		
10. 不正行為の禁止および措置	13		
10.1 試験中の不正行為と措置	13		
10.2 その他の不正行為と措置	13		
11. 合格発表、合否通知	14		

## 1. 資格取得までの流れと主な日程



## 2. 試験日程、試験地等

### 2.1 試験の日時

検 定 区 分	試 験 日 時
第一次検定	令和7年6月15日(日) (午前9時15分までに入室のこと。)

### 2.2 第一次検定の試験地、時間割

#### (1) 試験地(予定)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
(北海道) 札幌市	(宮城県) 仙台市	東京都	(新潟県) 新潟市	(愛知県) 名古屋市	(大阪府) 大阪市	(広島県) 広島市	(香川県) 高松市	(福岡県) 福岡市	(沖縄県) 那覇市

#### (2) 時間割

検定区分	入室時刻	ガイダンス等	試験開始～終了時刻
第一次検定	9時15分	9時15分～9時30分	9時30分～12時30分

### 2.3 試験地についての注意事項

- (注1)：試験地は、受検の手引の作成時における予定です。会場の都合等により変更となる場合があります。
- (注2)：受検者による受検地の変更はできません。ただし、引越等によるやむを得ない事情がある場合に受検地の変更が認められる場合があります。10頁の「6.3 受検地の変更」をご覧ください。

## 3. 受検資格、受検の申込み、受検票の送付

### 3.1 受検資格

1級建設機械施工管理第一次検定の受検資格は、令和8年3月31日までに満19才以上となる者であれば受検できます。

### 3.2 受付期間、提出先

受付期間	令和7年2月17日(月)～3月14日(金) <b>(注1～2)</b>
提出先	〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部

**(注1)**：受付期間最終日当日(令和7年3月14日)の消印があるものまでが有効です。

**(注2)**：**3.4(3)**により、必ず本手引に同封の**専用の封筒を使用**し、郵便局窓口から簡易書留にて送付してください。**他の方法で送付した場合は、その申込みが無効となりますので注意してください。また、料金の別納や後納による郵送で消印のないものは、締切日までに配達されたものまでを受け付けるものとし、締切日を過ぎたものは受付しません。**

### 3.3 受検手数料(非課税) ※法令により令和7年度から受検手数料が変わります。

第一次検定の受検手数料は、受検の手引に同封の「払込取扱票」を使用し、次表により払い込みをしてください。本受検手数料は、消費税法の基本通達により非課税となっています。

検定区分等	受検手数料	払込期限
第一次検定	19,700円	令和7年3月14日(金) <b>(注3)</b>

**(注3)**：**3.4(2)**により、郵便局で払込手続きを行ってください。

### 3.4 申込み手順と注意事項

#### (1) 提出書類の準備

「**4. 提出書類**」および「**5. 提出書類の記載方法等**」により、申請書類に必要事項を記載し、受検の申込みに必要な書類すべてを準備してください。

**(注4)**：必要な提出書類の不足や記載事項に不備があると、受検できない場合がありますので注意してください。特に住民票と写真に係る不備が増えています。「**4. 提出書類**」の注意事項に従い、適切に提出してください。

**(注5)**：**受検申請書**は、記載例を参考に、必要な事項をすべて記入してください。書類に虚偽の記載がある場合は、法律に基づく処分を受ける場合がありますので注意してください。

**(注6)**：提出書類によっては準備に時間を要するものもありますので、提出書類の準備は、期間に余裕をもって行ってください。

#### (2) 第一次検定受検手数料の払込

本手引に同封の「払込取扱票」により受検申込みの受付期間中に払い込み、窓口で渡される「郵便振替払込受付証明書」の原本を申請書(C票)の貼付欄に貼り付けてください。貼付の際は、はがれないように全面をのり付けしてください。

窓口で渡される「郵便振替払込受付証明書」は、必ずコピーをとり保管してください。当協会から領収書の発行はいたしません。

払込人住所氏名の欄には、受検者本人の氏名を必ず記入してください。所属会社等の第三者が払い込む場合は、その者の住所氏名とともに、受検者本人の氏名を( )書きで記入するようにしてください。

**(注7)**：払込みをATMで行う場合は、「ご利用明細書」の原本を貼付してください。また、控えとして必ずコピーをとり保管してください。

**(注8)**：払込みは、必ず郵便振替により行ってください。インターネットや電信振替および現金書留等の方法では受付しません。

**(注9)**：郵便局窓口の営業時間に十分注意のうえ、申込みの受付期間に間に合うように払込みを行ってください。

**(注10)**：期限を過ぎて払込みをした場合は、受検の申込みを受付しません。払込みされた受検手数料は、試験事務手数料を差し引いた金額を7月中旬頃に現金書留により返還します。現金書留の送付先は、受検の申込み書類(B票)の郵便物送付先の住所とします。

#### (3) 申込書類の提出(郵送)

申込書類一式を、受検の手引に同封の申込み用の専用の封筒に入れて、必ず郵便局の窓口で簡易書留により郵送してください(ポストへの投函はしないでください)。

**(注11)**：申込みは、受検者ごとに1つの封筒としてください。1つの封筒に複数者の申込書類が入っている場合は、受付を行わず、料金受取人払いにより返送いたします。

**(注12)**：専用の封筒を使用し、簡易書留により提出してください。これ以外の方法での提出は、直接持参による提出も含め受付しません。受付しない申込書類については、直接持参の場合を除き料金受取人払いにより返送いたします。

**(注13)**：**3.2**項のとおり、申請書の受付は令和7年3月14日(金)の消印があるものまでが有効です。**(注11)**および**(注12)**により返送された書類を再送する場合も、受付期間を過ぎた場合は受付しません。

**(注14)**：申込書類の配送確認は、簡易書留の発送時に郵便局窓口で渡される「書留・特定郵便物等受領証」に記載の「お問い合わせ番号」により、日本郵便の郵便追跡サービスにより受検者ご自身で確認してください。当協会への問い合わせでは確認できません。

**(注15)**：受付した申込書類は返却しません。提出いただいた書類は、当協会の規定により、所定の保存期間を経過後速やかに溶解処分いたします。

**(注16)**：申込書類の審査の結果、受検資格がないと認められた者、および書類の不備等で受検の申込みが不受理となった者には、第一次検定の受検手数料から、試験事務手数料を差し引いた金額を7月中旬頃に現金書留により返還します。現金書留の送付先は、受検の申込み書類(B票)の郵便物送付先の住所とします。

#### (4) 受検票の送付(予定)

受検票の送付は次表を予定しています。備考欄の記載の日までに届かない場合は、受検者本人から当協会試験部まで問合せをしてください。

検定区分	受検票発送予定日	備考(配送されない場合の問い合わせ)
第一次検定	令和7年5月30日(金)	令和7年6月6日(金)午前中までに届かない場合

#### (5) その他

受検の申込み後に、住所等に変更があつて受検地の変更を希望する場合(引っ越し等を伴うやむを得ない場合に限る。)や、受検の取り消しを希望する場合については、「**6. 申込み内容の変更、取り消し手続き**」をご覧ください。

## 4. 提出書類

4.1 提出書類一覧（A～C票の記載方法については、「5.提出書類の記載方法等」をご覧ください。）

提出書類	
A票	1級建設機械施工管理(第一次検定)受検申請書
B票	コンピュータ入力データ票
C票	郵便振替払込受付証明書貼付用紙(写真票と1枚綴り)
	写真票
住民票	

### 4.2 住民票

提出する住民票は、次の①～④を満たすものとしてください。これ以外の住民票は受理しません。

- ①受検申請時から6ヶ月以内に取得したもので、その交付日が記載されたもの。
- ②原本であること。コピーは受理しません。
- ③本籍地（都道府県名）が記載されたもの。外国籍の方は、国籍、通称名および在留資格が記載されたもの。通称名については記載がなくてもかまいません。
- ④マイナンバーの記載がないもの。マイナンバー部を塗りつぶしたものは受理しません。窓口等での住民票の請求にあたっては、必ず、マイナンバーの記載のないもので交付を受けてください。

(注) 特に、③④の不備で再提出となる方が増えています。十分注意してください。

### 4.3 写真票（C票）に貼付する写真

写真票（C票）に貼付する写真は、技術検定の合格者に対して国土交通大臣が交付する合格証明書に転写される写真になります。

個人で撮影したものではなく、写真店で撮影した明るさやコントラストが適切で鮮明なものとしてください。一般の証明用スピード写真も不備による再提出の要因となっています。下記に従い適切な写真を貼付してください。不適切な写真は再提出していただきます。また、提出の写真と受検時のご本人とに乖離があると受検できない場合がありますので注意してください。

#### (1) 写真の規格等

- ①パスポート申請用サイズで、縦4.5cm×横3.5cmのもの
- ②申請時から6ヶ月以内に撮影したカラー、フチなしのもの
- ③無背景のもの（白または淡い色のものに限る。）
- ④無帽で正面を向き、概ね肩から上を撮影したもの

(注) 以下の写真は使用できません。

- ・自前のデジタルカメラ等で撮影したもの
- ・スナップ写真や普通紙にプリントしたもの、インクの色がにじんでいるもの
- ・背景色が白または淡い色以外のもの、衣服と同じ背景色のもの
- ・背景に壁、窓、カーテン、風景等が写り込んでいるもの
- ・前髪やメガネのフレームが目にかかっているもの
- ・メガネのレンズに照明等が反射し目もとが確認できないもの
- ・サングラスや色の入ったレンズ、マスク、帽子等を着用したもの
- ・横向きやうつむいた状態で真正面を向いていないもの
- ・写真の人物の頭頂部から顎までの長さが3cm以下のもの

#### (2) 写真票への貼付

写真の裏面へ、氏名、受検する級、第一次検定の受検希望地を記入し、5.3 (3) に従い写真票へ貼り付けてください。

## 5. 提出書類の記載方法等

\*鉛筆や消えるインクの筆記具は使用しないでください。

\*誤って記入した場合は、誤りの箇所にも二重線を引き訂正してください。訂正印は不要です。

### 5.1 A票の記載

R07 1級 A票

**1級建設機械施工管理(第一次検定)受検申請書**

令和 7年 3月 5日

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿

1級の建設機械施工管理第一次検定を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

フリガナ	タナカ ケンジ	
氏名	田中 賢二	
(フリガナ)		
(通称名)		
生年月日 (S (H) R)	元年 10 月 5 日生 (満 35 年 5 ヶ月)	本籍 神奈川県 神奈川
現住所 (住民票記載住所)	神奈川県 〇〇市△△△区□□町1-2	
勤務先または在学中の学校名および所在地	東京都 〇〇区△△△3-5-8 (株)□△〇建設	
連絡先	第1連絡先(本人携帯番号) (Tel. 090 - 〇〇〇〇 - ××××)	第2連絡先(勤務先電話番号) (Tel. 03 - 〇〇〇〇 - ××××)
	第3連絡先(自宅電話番号) (Tel. 045 - 〇〇〇 - ××××)	
受検希望地	第一次検定受検希望地 東京	

#### (1) 申込み年月日（右上の日付）

\* 本受検申請書の作成年月日を記入してください。

#### (2) 氏名、通称名、本籍、生年月日、現住所

- \* 住民票の記載に従い、楷書で正確に記入してください。
- \* 現住所は、住民票に記載の住所を正確に記入してください。
- \* 外国籍の方は、住民票に通称名の記載がある場合は通称名も記入してください。本籍欄には国名を記入してください。
- \* 氏名の漢字に特殊な文字（以下「外字」という。）を使われている方は、記載例を参考に、該当する氏名の外字を○で囲み、引き出し線によりその外字を大きな文字で正確に楷書で書き出してください。(注)
- (注) 受検者の申請に基づき、受検票、合否通知および合格証明書に記載する氏名に反映されます。外字を使用されている方は必ず申請してください。

#### (3) 勤務先または在学中の学校名および所在地

- \* 勤務先または在学中の学校名と、その所在地を記入してください。
- \* 勤務先住所は、現在所属している勤務先を部課名まで記入してください。
  - ・ 自営の方で、現住所と同じ場合は「現住所と同じ(自営)」と記入してください。
  - ・ 申込みの時点で所属先のない方は「所属先なし」と記入してください。

#### (4) 連絡先

- \* 第1連絡先～第3連絡先の各欄に、受検者本人の携帯電話番号、勤務先電話番号、自宅電話番号（またはこれに代わる連絡先）を記入してください。
- \* 受検の申込み書類に不備がある場合などに確実に連絡がとれるようにするため、できる限り3つの連絡先を記入してください。受検者との連絡がとれない場合、受検できない場合があります。

#### (5) 受検希望地

\* 希望する第一次検定の受検地を、「2. 試験日程、試験地等」を参考に選定し記入してください。

## 5.2 B票の記載

受検票等の受検案内、可否通知および受検者からの問合せ対応等は、この票のデータに基づき行われます。記入間違いのないように十分注意してください。

**R07 1級**      **<コンピュータ入力データ票>**      **B票**

**1級建設機械施工管理(第一次検定)**

(1) (着色部)は全箇所必ず記入または該当番号に○をつけてください。  
 \* 誤って記入した場合は、記入した箇所に二重線を引き空白部に訂正事項を記入してください。訂正印は不要です。  
 \* 年月が一桁の場合は10の位に0(ゼロ)を記入してください。

(2) B-① 申込み日 令和7年 03月05日

(3) フリガナ 田中 賢二  
 受検者氏名 (氏) (名)  
 通称名 (氏) (名)  
 \* 長名の方は、フリガナ氏名を各10文字以内に略して記入してください。外国籍の方は、右欄に通称名も記入してください。

生年月日 令和 平成 昭和 01年10月05日  
 本人と連絡のとれる電話(携帯)番号・FAX番号  
 TEL 090-0000-XXXX FAX 03-0000-XXXX

(4) 郵便物送付先住所 東京都 道 区 △△△ 3-5-8  
 (株) 建設 土木部 工事2課内 TEL 03-0000-XXXX  
 \* 郵便物送付先住所が勤務先の場合は、「1」を○で囲んでください。その場合、下欄の「現在の勤務先」の記入の必要はありません。

勤務先の所在地と会社名 TEL - -

(5) 希望する第一次検定の受検地  
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10  
 札幌 仙台 東京 新潟 名古屋 大阪 広島 高松 福岡 那覇

### 5.2.1 B-①票の記載

#### (1) 申込み日

\* 書類作成日(A票の申込み日)の日付を記入してください。一桁の数字の場合は、二桁目に0(ゼロ)を記入してください。(以下、数字の記入については同様です。)

#### (2) 氏名、通称名、生年月日、本籍地

\* 氏名および生年月日は、住民票の記載に従い、楷書で正確に記入してください。外国籍の方は、住民票に通称名の記載がある場合は通称名も記入してください。  
 \* 本籍地は、該当の都道府県番号に○をつけてください。外国籍の方は、No. 48に○をつけ、その下欄に国籍を記入してください。

#### (3) 本人と連絡のとれる電話(携帯)番号・FAX番号

\* 電話番号は、A票の連絡先のうち、受検者本人と最も確実に連絡がとれる電話番号を記入してください。  
 \* FAX番号は、受検申請書の修正、受検地の変更、受検の取り消し手続き等で必要なため、勤務先や自宅等にFAXがある方は必ず記入してください。  
 \* FAX番号の記載がない場合、申込書の確認等の方法が郵送となるため、審査期間内に受付審査が終了せず受検できない場合があります。また、この場合の当協会からの送付費用は受検者の負担とさせていただきます。

#### (4) 郵便物送付先住所、勤務先の所在地と会社名

\* 郵便物送付先住所は、受検票や可否通知等を郵送する住所です。郵便物を確実に受け取ることができる住所を記入してください。住民票の現住所とする必要はありません。  
 \* 自宅等を送付先とする場合は、郵便番号、建物名、団地名、棟番号、同居先名等まで正確に記入し、現在の勤務先欄に所属先の所在地、会社名と部署名を記入してください。  
 \* 勤務先を送付先とする場合は、株式会社→(株)、有限会社→(有)とし、会社名と所属部署名の後に「内」をつけてください。この場合、記載例のように「勤務先と同じ住所」の「1」を○で囲むことで、勤務先の所在地と会社名の欄への記入を省略することができます。  
 \* 勤務先住所は、現在所属している勤務先を部課名まで記入してください。自営の方で、現住所と同じ場合は「現住所に同じ(自営)」と記入してください。申込みの時点で所属先のない方や在学中の方は「所属先なし」と記入してください。

(注) 転居等により郵便物送付先住所が変わった場合は、「6.1 郵便物送付先住所の変更」による変更届けを行うとともに、郵便局への転居届による郵便物の転送サービスを受けるようにしてください。受検票や可否通知の不着の原因となりますので、注意してください。

#### (5) 希望する第一次検定の受検地

\* A票の受検希望地に合わせ、該当する受検地の番号に○をつけてください。

### 5.2.2 B-②票の記載

\* 本票に記入いただく内容は受検制度の改善等のための資料となる情報で、統計上の目的に限り使用するものです。  
 \* 性別は、回答を希望しない場合は「3」を○で囲んでください。  
 \* 最終学歴は、受検申込みにおける最終学歴とし、該当する番号を○で囲み、その番号を右側の枠内に記入してください。在学中に受検する方は、その前に卒業した学校を最終学歴としてください。  
 \* 最終学歴の専攻分野は、高校卒業以上の方が該当する番号を○で囲んでください。  
 \* 勤務先の業種は、現在所属する勤務先の業種の該当する番号を○で囲み、その番号を右側の枠内に記入してください。現在の勤務先がない方は、その前に所属された勤務先の業種の番号を記入してください。在学中の方は、記入の必要はありません。

B-② このB-②の情報は、統計上の目的に限り使用するものです。

性別	男	女	非回答
	1	2	3

最終学歴	01. 大学	02. 短大、高等専門学校(5年制)	03. 高等学校	04. 中学校	05. 専門学校(高度専門士)	06. 専門学校(専門士)	07. 専門学校(05,06以外)	08. その他	03	専攻分野	工学系	1
										その他	2	

勤務先の業種	01. 中央官庁(出先機関を含む)	05. 建設業(建築工事業)	09. 建設業(舗装工事業)	13. 建設コンサルタント
	02. 地方公共団体	06. 建設業(とび・土工工事業)	10. 建設業(電気通信工事業)	14. その他
	03. 公団・公社・独立行政法人等	07. 建設業(電気工事業)	11. 建設業(造園工事業)	( )
	04. 建設業(土木工事業)	08. 建設業(管工事業)	12. 建設業(その他の工事業)	04

5.3 C票の記載

**R07** ※印の欄には記入しないでください。

**1級第一次検定**

受検番号	00170-5-71122
加入者名	一般社団法人 日本建設機械施工協会
金額	千 百 十 万 千 百 十 円 1 9 7 0 0
申込人住所氏名	神奈川県〇〇市 △△△区□□町1-2 田中 賢二 (TEL. 045 - 〇〇〇 - ××××)
貼付欄	芝公園 7.3.5

（私製承認 東京貯金事務センター第1069号）


**R07** ※印の欄には記入しないでください。

**1級 (第一次)**

第二次検定 (実技) 受検科目	第二次検定 (実技) 免除 申請科目
トラクター系建設機械 ショベル系建設機械 モーター・グレーダー 締め固め建設機械 舗装用建設機械 基礎工事用建設機械	トラクター系建設機械 ショベル系建設機械 モーター・グレーダー 締め固め建設機械 舗装用建設機械 基礎工事用建設機械

**令和7年度技術検定 写真票**

フリガナ	タナカ ケンジ
氏名	田中 賢二 (通称名: )
受検番号	



4.5cm  
3.5cm

( R7年3月5日撮影 )

※印は記入しないこと。裏面にも記入箇所があります。

フリガナ	タナカ ケンジ
氏名	田中 賢二
フリガナ	通称名
本籍	神奈川県 (県)
生年月日 (年令)	昭和 元年 10月 5日生 (満 35歳) 平成
現住所	〒 〇〇〇 - ×××× 神奈川県 〇〇市△△△区□□町1-2 in. 045 - 〇〇〇 - ××××
勤務先名	(株) □△〇建設
勤務先所在地	〒 〇△〇 - ××〇〇 東京都 〇〇区△△△3-5-8 in. 03 - 〇〇〇〇 - ××××

**条件**

写真店で撮影した明るさやコントラストが適切で鮮明なカラー証明写真

- 縦4.5cm×横3.5cmのパスポート申請用のもの。
- 6ヶ月以内に撮影した、カラー、フチなしのもの。
- 無背景(白または淡い色)、無帽、正面を向き概ね肩から上のもの。
- 自前のカメラで撮影したものは使用できません。
- 写真の裏に、氏名、受検する級、希望する第一次検定の受検地を記入してください。
- 写真貼付欄にはがれないように全面のり付けしてください。(セロハンテープは使用不可)

※合格証明書の写真は、写真裏の写真を転写します。不適切な場合は再提出していただきます。(受検できない場合もあります。)

詳しくは「受検の手引」5頁を確認してください。

- (1) 郵便振替払込受付証明書の貼付
- \* 第一次検定の受検手数料(19,700円)は、3.4(2)により郵便局の窓口で適切に払い込みをしてください。
  - \* その際に受け取る「郵便振替払込受付証明書」の原本を、C票の貼付欄に貼り付けてください。
  - 貼り付ける際は、はがれないよう全面をのり付けし確実に貼り付けてください。
  - \* ATMで払い込んだ場合は、「ご利用明細票」の原本を貼付してください。また、明細票はコピーを必ずとり保管するようにしてください。
  - (注) 所属会社等の第三者が払い込む場合は、申込人住所氏名欄にその者の住所氏名とともに、受検者本人の氏名も必ず( )書きで記入するようにしてください。

- (2) 第一次検定受検希望地、氏名、本籍等
- \* 郵便振替払込受付証明書の右上欄に、第一次検定の受検希望地を記入してください。
  - \* 氏名は、3ヶ所ある記入欄(表面2ヶ所、裏面1ヶ所)のすべてに正確に楷書で記入してください。
  - \* C票(裏面)の本籍、生年月日、現住所(住民票に記載の住所)、勤務先および所在地を正確に楷書で記入してください。

- (3) 写真の貼付
- \* 4.3項により適切な写真を撮影のうえ、写真貼付欄へ、はがれないように全面をのり付けして確実に貼り付けてください。セロハンテープ等での貼り付けはしないでください。
  - \* 貼付の写真の下に、当該写真の撮影日を必ず記入してください。
  - \* 貼り付ける際は、写真に傷や汚れがつかないように注意してください。
  - (注) 写真の不備により再提出となる方が増えています。4.3項に従い適切な写真を準備し貼付してください。

6. 申込み内容の変更、取り消し手続き

- 6.1 郵便物送付先住所の変更
- 受検の申込み後に郵便物送付先住所に変更が生じた場合は、28頁の「郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届」をコピーし、必要事項を記入のうえ、当協会試験部あてにFAXで送信してください。
- FAX送信後は必ず当協会試験部に電話し、当方で受理されたことをご確認ください。
- (注) FAXでの送信ができない方は、上記の書類を簡易書留により送付してください。この場合も、簡易書留により送付したことを当協会試験部に電話してください。なお、書簡の配達状況については、日本郵政の郵便追跡サービスにより受検者ご自身で確認してください。

- 6.2 氏名、本籍の変更
- 受検の申込み後に、婚姻等により氏名や本籍に変更が生じた場合は、28頁の「郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届」をコピーし、必要事項を記入のうえ、変更の事実が確認できる戸籍抄本等の証明書類(原本)を同封し、当協会試験部あてに簡易書留で送付してください。

- 6.3 受検地の変更
- 受検地の変更は原則としてできません。ただし、転勤や転職等により居住地が変わる等のやむを得ない理由、かつ試験会場での受入が可能な場合に限り受検地を変更することができます。
- 受検地の変更については、必ず事前に当協会試験部まで電話をし、変更理由と変更希望先を告げ変更の可否について確認してください。変更可能となった場合は、下記①～③の書類を簡易書留またはFAXで当協会試験部まで次表の期限内に送付してください。なお、FAXでの送信後は必ず当協会試験部に電話し、当方で受理されたことをご確認ください。簡易書留による場合の書類の配達状況は、日本郵政の郵便追跡サービスにより受検者ご自身で確認してください。郵便の遅配により変更期限を過ぎた場合は、受検地の変更ができない場合があります。

- 【提出書類】
- ① 郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届(28頁の書式をコピーし記入してください。)
  - ② 変更理由を証明するもの(住民票の写し、転勤等の異動の辞令の写し等) (注)
  - ③ 受検票の写し(発送日前、発送後で未着の方は不要です。)
- (注) 短期(概ね3ヶ月未満)の出張、旅行等は変更理由にはなりません。工事先等に3ヶ月以上派遣される場合は、所属先の異動辞令の写しのほか、従事する工事の件名および工期が確認できる書類の写しを提出してください。

受検地の変更期限(下記の期限を過ぎての変更はできません。)	
第一次検定	令和7年6月6日(金) ※必着

- 6.4 受検の取り消し
- 受検の取り消しを行う場合は、必ず事前に当協会試験部まで電話をし、29頁の「受検取消届」をコピーし、必要事項を記入のうえ、簡易書留またはFAXで当協会試験部まで、次表の期限内に送付してください。FAXでの送信後は必ず当協会試験部に電話し、当方で受理されたことをご確認ください。簡易書留による場合の書類の配達状況は、日本郵政の郵便追跡サービスにより受検者ご自身で確認してください。郵便の遅配により取り消し期限を過ぎた



場合は、受検の取り消しはできません。

受検の取り消し手続きを受理した方へは、試験事務手数料を差し引いたうえで受検手数料を返還いたします。

取り消し手続きの期限を過ぎた方および取り消し手続きを行わない方への受検手数料の返還はいたしません。当該受検者が受検されない場合は「欠席」となります。また、欠席者へは試験の可否通知はいたしません。

受検の取り消し期限(下記の期限を過ぎての取り消しはできません。)	
第一次検定	令和7年6月6日(金) ※必着

## 7. 試験方法及び内容

1級建設機械施工管理の第一次検定は下記により行います。

### 7.1 試験方法

検 定 区 分	試 験 方 法	試 験 日
第一次検定	四者択一式、マークシート記入方式	令和7年6月15日(日)

### 7.2 第一次検定

第一次検定の検定科目と検定基準は次表のとおりです。試験は、四者択一問題のマークシート記入方式で行います。検定科目により、必須解答問題と選択解答問題がありますので、注意してください。

令和6年度の試験問題と正答および解答用紙は、当協会ホームページで公表しています。

検定科目	検 定 基 準
土 木 工 学	1. 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な土木工学に関する一般的な知識を有すること。 2. 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。
建 設 機 械 原 動 機	1. 建設機械の内燃機関の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2. 建設機械の内燃機関の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3. 建設機械の内燃機関の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
石 油 燃 料	石油燃料の種類、用途及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。
潤 滑 剤	潤滑剤の種類、用途及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。
建 設 機 械	1. 建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2. 建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3. 建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
建 設 機 械 施 工 法	1. 監理技術者補佐として、建設機械による建設工事の施工を行うために必要な知識を有すること。 2. 監理技術者補佐として、建設機械の施工能力の測定を行うために必要な知識を有すること。 3. 監理技術者補佐として、建設機械による建設工事の施工の経費の積算を行うために必要な知識を有すること。 4. 監理技術者補佐として、建設機械の統一かつ能率的な運用を行うために必要な応用能力を有すること。
施 工 管 理 法	1. 監理技術者補佐として、建設機械による建設工事の施工の管理を的確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する知識を有すること。 2. 監理技術者補佐として、建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な応用能力を有すること。
法 規	建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する一般的な知識を有すること。

## 8. 身体の不自由がある方の受検について

身体の不自由がある方については、受検の申込み時に当協会試験部までご連絡ください。必要に応じて次の準備をいたします。

- ① 車椅子による受検および付添者による介助についての配慮。(注1)
- ② 試験会場までの自家用車の利用についての配慮。(注2)
- ③ 補聴器、拡大鏡等の使用の許可。
- ④ 注意事項等についての文字による説明。
- ⑤ その他対応可能な身体の不自由への配慮。

上記の配慮にあたっては、受検における配慮の申請書を別途提出いただきます。また、事故防止等の観点から医師の許可書等を提出していただく場合もあります。

(注1)	試験中は付添者に退室していただきます。付添者の準備および必要な経費は受検者の負担となります。
(注2)	試験会場により駐車場がない場合があります。その場合は、会場近くの駐車場を受検者により確保してください。

## 9. 受検時の注意事項

### (1) 事前の準備～試験会場までの注意事項

- ① 試験会場は、必ず受検者自身の受検票により確認してください。地域によっては、試験会場が複数となる場合があります。勤務先が同じ受検者でも試験会場が異なる場合があります。会場所在地までの経路と所要時間等をあらかじめ確認したうえで、遅刻しないように時間に余裕をもって来場してください。
- ② 試験会場までは、できる限り公共交通機関をご利用ください。「駐車場有り」の会場でも満車となる場合があります。試験中に駐車違反等で呼び出しを受けた場合、試験開始から所定の時間内は退室できません。また、一度退室した場合の再入室もできません。

### (2) 当日に持参するもの

①受検票	紛失された方は、(3)②により再発行の手続きをしてください。
②筆記具	硬度がBまたはHBの黒鉛筆またはシャープペンシル、プラスチック消しゴム(※1、2)
③写真付き身分証明書	本人確認ができる運転免許証等の顔写真付き身分証明書(※3)

※1	その他の筆記具(ボールペン等)は、マークシートの読み取り機が読み取れないため使用できません。
※2	通信機能や計算機能の付いた電子機器(電卓、スマホ等)は使用できません。
※3	試験監督者等から提示を求められたときは、必ず提示してください。提示に応じない受検者は失格となる場合があります。また、次の(3)②の受検票の再発行の手続きにも必要となります。

### (3) 試験会場における注意事項

- ① 試験当日は、9時00分までに来場し、受付で試験室(受検番号で指定)を確認したうえで、9時15分までに入室をして、受検票を机の上に置いてお待ちください。
- ② 受検票を紛失または忘れた受検者は、受付で受検票の再発行手続きをしてください。再発行には、本人確認のための写真付きの身分証明書(運転免許証等)が必要です。  
※紛失により再発行した受検票は、受検後も大切に保管してください。
- ③ 遅刻者は、試験開始後30分以内であれば入室し受検できますが、それ以後の入室および受検はできません。なお、試験の終了時刻は変わりません(試験時間は短くなります。)
- ④ 第一次検定は、試験開始から90分経過するまで退室できません。また、試験終了時間の10分前から試験終了までの時間も退室できません。
- ⑤ **試験会場は、原則として禁煙です。**喫煙場所の指定がある場合を除き、会場周辺での路上喫煙を含め喫煙は行わないでください。試験監督者等が喫煙行為を認めた場合は、その受検者を失格とする場合があります。また、喫煙行為の証拠として、受検者の行為を撮影する場合があります。本手引の表紙「注2」とおり、受検者は当該事項に同意し受検するものとみなします。

- ⑥ 試験室では、携帯電話の使用はできません。必ず電源を切り、鞆等にしまっておいてください。
- ⑦ 試験中は、許可された場合を除き、お茶等の缶・ペットボトルは机の上に置かないでください。
- ⑧ 試験中は、試験監督者が受検者の目もとを確認できないようなサングラスおよび濃い色のメガネの着用は禁止します。メガネが必要な方は、透明若しくは薄い色のレンズのものを準備してください。
- ⑨ 試験室では、試験監督者の指示に従ってください。
- ⑩ 不正行為があった場合や試験監督者の指示に従わない場合は、失格としたうえで退場させます。また、不正行為を行った受検者には、「**10. 不正行為の禁止および措置**」の措置を行います。
- ⑪ 試験問題は、試験日の翌日の9時30分から当協会ホームページにおいて公表いたします。(掲載期間は1年を予定しています。)
- ⑫ 試験問題の持ち帰りは、試験終了時刻まで受検していた者に限り許可します。途中退室の方は持ち帰りはできません。

#### (4) 試験の中止または試験時間の繰り下げ(緊急時の措置)

自然災害等により試験を中止する場合や試験時間の繰り下げを行う場合は、当協会ホームページでお知らせします。ホームページは、状況の変化に応じて適宜情報を更新いたします。

政府および自治体機関から自然災害等に関する情報が発せられた場合は、ホームページの最新情報を適宜確認するようにお願いいたします。

公共交通機関の遅延などで不特定多数の受検者に影響がある場合も、試験時間の繰り下げを行う場合がありますので、ご確認をお願いします。試験時間の繰り下げがない場合も、試験開始から30分以内は受検できますので、会場までは行くようにしてください。

#### (5) 自然災害等の不可抗力による試験の中止について

##### ① 全部の試験会場で中止の場合

同年度内に再試験が可能な場合に限り再試験を行います。再試験を行わない場合は、受検手数料を返還いたします。

##### ② 一部の試験会場で中止の場合

中止による再試験は行いません。該当者へは、受検手数料を返還いたします。

##### ※ 損害の免責について

当協会は、上記による試験の中止を行った場合、受検手数料の返還を除き、試験の中止により受検者に生じる一切の損害について補償の責を負いません。

## 10. 不正行為の禁止および措置

### 10.1 試験中の不正行為と措置

#### (1) 不正行為

次の行為は禁止されています。次の行為を行った場合、退室および退場を命じ、失格とします。

- (ア) 受検申請者以外の者が代わりに試験を受けること。
- (イ) 試験に関係する内容が記載されたメモ等を利用できる状態に置くことや、他の人から答えを教わることをすること。(これらと紛らわしい行為を行うことを含む。)
- (ウ) 他の受検者の答案をのぞき見ること。(これらと紛らわしい行為を行うことを含む。)
- (エ) 他の受検者に答えを教えたり、禁止行為の手助けを行うこと。(これらと紛らわしい行為を行うことを含む。)
- (オ) 試験場において試験監督者等の指示に従わないこと。

#### (2) 不正行為への措置

上記(1)の禁止行為を行った場合、以下のような措置が取られる可能性があります。

- ・建設業法に基づく、最長3年間の受検禁止の処分
- ・刑法第233条その他の法令違反に関する刑事告訴

### 10.2 その他の不正行為と措置

試験中の不正行為のほか、申請書類に虚偽記載がある等の不正の手段による受検が明らかとなった場合は、受検の停止や合格の取消の措置が行われます。この措置を受けると、3年以内の期間を定めて当該技術検定の受検を

禁止される場合があります。

不正行為に関係した者は、建設業法違反として処罰を受ける場合があるほか、不正の手段により取得した資格により「建設業の許可」や「経営事項審査」を受けた場合および「技術者の配置」をしたときは、建設業法違反として処罰を受けることがあります。

不正行為については、必要に応じて国土交通省の立入による確認が行われます。受検のための申請書類の提出にあたっては、本受検の手引を参考に必要事項を適切に記入のうえ、受検者および実務経験証明書の証明者による確認を適切に行ってください。

また、試験会場では、試験監督者等からの注意事項を遵守するとともに、指示に従い適切に受検することを心がけてください。

#### ※試験会場およびその周辺における喫煙等の迷惑行為について

近年、受検者による路上喫煙等の行為により、試験会場周辺の方々から苦情が寄せられ、試験会場の施設管理者から会場貸出を断られる事案が発生しております。そのため、受検者による迷惑行為は、今後受検しようとする方々への試験妨害の行為にもなると考え、会場および会場周辺で迷惑行為を行った受検者については、不正行為に対する措置と同等の措置を行う場合がありますので注意してください。

## 11. 合格発表、合否通知

### (1) 合格発表(予定)

合格発表は、合格者の受検番号を掲示してお知らせします。下記の合格発表日は、本受検の手引作成時点での予定です。正式な発表日は、確定次第当協会のホームページでお知らせします。

①第一次検定の合格発表	令和7年7月28日(月) ※通知は令和7年7月29日(火)発送【予定】
②合格者番号の掲示場所	一般社団法人 日本建設機械施工協会(本部、支部、ホームページ <sup>※</sup> )

※<https://jcmanet-shiken.jp/>

### (2) 合否通知

合否通知は、受検者あてに郵便物送付先住所へ合格発表日の翌日に発送します。発送日から1週間経過しても通知が届かない場合は、受検者本人から当協会試験部へ連絡してください。なお、試験を欠席した方へは合否の通知は行いません。

検定区分等	通知内容
第一次検定 (合格者)	①第一次検定合格通知書(②と合わせて封書により送付します。) ②第一次検定合格証明書交付申請書 <sup>※</sup>
(不合格者)	ハガキにより結果を通知します。欠席者には通知しません。

※	次項の「 <b>12. 合格証明書の交付申請手続き</b> 」により、合格証明書の交付申請を行ってください。交付申請書の提出先は、各合格通知書に記載してあります。
---	---

### (3) 合否等の問合せ

合否および採点に関する問合せには一切応じられません。合否の確認は、上記(1)の掲示および(2)の通知により確認してください。

## 12. 合格証明書の交付申請手続き

第一次検定の合格者として第二次検定を受検する場合は、当協会から送付の第一次検定の合格通知書の写しを第一次検定の合格を証する書類とすることができます。第一次検定の合格証明書の交付申請は必須のものではありません。技士補の資格証明が必要な方など交付を希望する方のみ申請してください。

なお、1級建設機械施工管理技士補として建設工事の監理技術者補佐に従事する場合は、第一次検定の合格証明書の交付を受ける必要がありますので申請手続きを行ってください。

合格証明書の交付を希望される方は、合格通知書および第一次検定合格証明書交付申請書（以下、「交付申請書」という。）に同封の手続き案内に従い、(3)の提出先に提出してください。

#### (1) 合格証明書交付手数料

合格証明書の交付手数料として、交付申請ごとに収入印紙(2,200円分)が必要です。

#### (2) 提出書類

合格通知書に同封の交付申請書を、受検者に関する事項に間違いがないか確認のうえ提出してください。受検申込み時から氏名、本籍、生年月日を変更している場合は、交付申請書を訂正するとともに、変更事項が確認できる戸籍抄本等を同封してください。

#### (3) 提出先

交付申請書に記載の国土交通省が指定する「合格証明書交付申請書の送付先」へ、簡易書留で送付してください。

**(注)** 交付申請書の提出先は、当協会ではありません。当協会へ提出された場合は、原則として送料を受信人払いとする方法により返送させていただきます。当協会より転送を希望される場合は、別途事務手数料が必要となります。

## 13. 実務経験の記録と保存【重要】

令和6年度の制度改正により、第二次検定の受検資格の要件となる実務経験は、1級第一次検定合格後または2級第二次検定(令和2年度までの2級技術検定を含む。)合格後のものに限られ、原則として**従事した工事ごとに、所属する会社の代表者等からその証明を受けた実務経験証明書を作成し、第二次検定の受検申込みをする必要があります。**

このため、1級第一次検定または2級技術検定に合格後は、受検者自身が従事する建設工事のうち、当該種目の技術検定に関する実務経験について、必ず記録し保存するようにしてください。

#### <実務経験証明書の様式について>

実務経験の記録・保存にあたっては、当協会ホームページより、1級建設機械施工管理【第二次検定】の「申請書・実務経験証明書(PDF版様式)」をダウンロードしてご利用ください。

実務経験証明書の記載方法等については、当協会ホームページに掲載のPDF版様式の利用方法と記載要領および1級建設機械施工管理【第二次検定】の受検の手引をご覧ください。

当協会ホームページ <https://jcmanet-shiken.jp/>

**(注)** 経過措置により、令和10年度までは従来の受検資格(旧受検資格)で第二次検定を受検することもできます。旧受検資格は、最終学歴の学校を卒業後の実務経験について、現在の所属先の代表者により証明する方法です。令和10年度までは、新旧どちらの受検資格でも受検できます。

## 14. 合格者の処遇

#### (1) 技士補の称号付与、第二次検定の受検資格の取得

1級第一次検定の合格者は、「1級建設機械施工管理技士補(以下、「技士補」という。)」の称号が付与され、1級および2級第二次検定について、それぞれの受検資格の実務経験についてその要件を満たすことで、合格するまで何回でも受検する機会を得られます。1級受検資格については、「**17. 第二次検定の受検資格【参考】**」をご覧ください。

#### (2) 監理技術者補佐の業務への従事

1級技士補のうち、2級建設機械施工管理第二次検定の合格者などの主任技術者の要件を満たす者は、専任の監理技術者を置くことが求められる建設工事において、監理技術者補佐として業務に就くことができます。

その場合、当該監理技術者は、その建設工事における監理技術者の専任の義務を解かれ、監理技術者補佐を置く2つの建設工事の監理技術者となることができます。

ただし、監理技術者補佐となることができる建設工事は、土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業のいずれかの建設業として請け負う工事に限られます。

## 15. 個人情報の取扱

- 当協会は、受検者の個人情報を尊重します。
- 当協会は、受検申込みの際に試験業務の遂行上必要な事項として氏名、生年月日、本籍、住所等の個人情報を収集します。これらの情報は、当協会および国土交通省が技術検定を適切に遂行するために利用し、それ以外の目的では利用しません。
- 受検者個人を特定する情報は、外部(国土交通省および当該技術検定に係る業務の受託者を除く)に対して一切公表または提供を行いません。
- 外部から個人情報の公開提供の依頼があっても、当協会はその要請を拒否し、受検者の個人情報保護を遵守します。ただし、法令により開示しなければならないときは、個人情報を開示する場合があります。
- 受検者から当協会に提出された申請書類は、当協会の規定による保存期間経過後速やかに溶解処分します。なお、受検者の受検番号、氏名、生年月日、可否の別および写真票については、電子データにより当協会が試験事務を廃止するまで保存します。
- 受検者情報およびそれに付随する情報を確実に管理し、データの流出を防止いたします。なお、当協会が提供を求めない個人情報(住民票に記載されたマイナンバーなど)については、当協会が管理するデータの対象外とします。

## 16. 第二次検定【参考】

1級第二次検定は、第二次検定(筆記)試験と第二次検定(実技)試験に区分して行います。第二次検定(筆記)は所定の日時に全国一斉で行いますが、第二次検定(実技)については、受検者ごとに当協会が指定する受検日時での受検となります。受検者による日時の指定や変更はできません。詳細については、1級第二次検定の手引をご覧ください。

検定区分	試験方法	備考(予定の時期)
第二次検定(筆記)	記述解答方式	6月中旬頃の日曜日
第二次検定(実技)	実機による操作施工	8月下旬～9月中旬

#### ○実技試験

実技試験は、次表に示す第1種～第6種の検定科目(種別)の中から2つの検定科目を選択し受検することになります。なお、すでに2級技術検定に合格している者は、その合格種別について実技試験の免除を受けることができます。詳細については、1級第二次検定の受検の手引をご覧ください。

#### 実技試験で使用を予定する建設機械

	検定科目(種別)	使用建設機械	規格
第1種	トラクター系建設機械操作施工法	ブルドーザ	6～12t級
第2種	ショベル系建設機械操作施工法	油圧ショベル[バックホウ]	山積み0.28～0.45m <sup>3</sup> 級 <sup>※</sup>
第3種	モーター・グレーダー操作施工法	モータ・グレーダ	3.1m級
第4種	締め固め建設機械操作施工法	ロード・ローラ	10～12t級
第5種	舗装用建設機械操作施工法	アスファルト・フィニッシャ	舗装幅2.5～4.5m級
第6種	基礎工事用建設機械操作施工法	アースオーガ	杭打機40～50t吊級

<sup>※</sup>操作方式は、JIS規格の「左操作レバー横旋回方式」です。操作方式の変更はできません。

## 17. 第二次検定の受検資格【参考】

第二次検定の受検資格には、新制度による新受検資格と経過措置による旧受検資格に区分があり、どちらの受検資格で受検するかは、受検者で選択できますので、以下を参考に、該当の資格要件を満たすことを証する実務経験証明書等の書類とともに受検申込みをしてください。

(注) 新受検資格と旧受検資格の実務経験は、それぞれの要件に異なる部分があります。実務経験については、「18. 実務経験【参考】」をご覧ください。

### 17.1 新受検資格

新受検資格は、当該種目の資格に対応する土木工事業、とび・土工工事業または舗装工事業(18.1項に示す建設工事に相当する工事等を含む。以下「当該種目の工事業」という。)の工事に係る建設機械施工<sup>※1</sup>に関する実務経験について、次表に示す資格要件の区分(I)～(V)のいずれかを満たす必要があります。

区 分	資 格 要 件
区分(I)	1級第一次検定合格後、5年以上の <u>施工の管理の実務経験<sup>※2</sup></u> を有する者(令和7年度該当者なし)
区分(II)	1級第一次検定合格後、特定実務経験 <sup>※3</sup> 1年以上を含む3年以上の <u>施工の管理の実務経験<sup>※2</sup></u> を有する者(令和7年度は、令和3年度または4年度の1級第一次検定合格者が対象)
区分(III)	1級第一次検定合格後、 <u>監理技術者補佐<sup>※4</sup></u> として1年以上の実務経験を有する者(主任技術者の資格を有する者に限る。)
区分(IV)	2級第二次検定(令和2年度までの2級技術検定を含む。)合格後に1級第一次検定を合格した者であって、2級第二次検定合格後、5年以上の <u>施工の管理の実務経験<sup>※2</sup></u> を有する者
区分(V)	2級第二次検定(令和2年度までの2級技術検定を含む。)合格後に1級第一次検定を合格した者であって、2級第二次検定合格後、 <u>特定実務経験<sup>※3</sup></u> 1年以上を含む3年以上の <u>施工の管理の実務経験<sup>※2</sup></u>

※1	「18.2建設機械施工の実務経験」に示す第1種～第6種までの建設機械を使用し施工する建設工事(建設業法における建設工事のほか、「18.1対象となる建設工事等」に示す建設工事に相当する工事を含む。)をいいます。
※2	建設機械施工 <sup>※1</sup> にあたり、その施工計画の作成および当該工事の工程管理、品質管理、安全管理、機械管理等の業務に直接的に関わる技術上の職務経験(業務として行われたものに限る。)をいいます。
※3	土木工事業、とび・土工工事業または舗装工事業の建設業許可を受けた者が請け負う請負代金の額が4,500万円以上の建設工事であって、当該請負者の従業員として従事した次の①または②のいずれかの実務経験をいいます。(当該工事において専門技術者 <sup>※5</sup> を配置して行う他の業種の工事を専ら担当した場合は、特定実務経験にはなりません。特定実務経験以外の実務経験としてください。) ① 監理技術者または主任技術者(監理技術者資格者証を有する者に限る)の指導のもとでの <u>施工の管理の実務経験<sup>※2</sup></u> (当該監理技術者または主任技術者と同じ勤務先の者に限る。) ② 自ら監理技術者または主任技術者として行った <u>施工の管理の実務経験<sup>※2</sup></u>
※4	1級第一次検定の合格者でかつ主任技術者の資格を有する者が、監理技術者の専任が求められる工事 <sup>※6</sup> において、監理技術者の職務を補佐する者として専任で置かれる場合をいいます。(建設業法第26条第3項のただし書きに定める監理技術者を補佐する者をいいます。)実務経験証明書とともに、当該工事の施工体制台帳の写しを提出してください。当該実務経験は、1級第一次検定に合格した後のものに限りま。
※5	土木工事業や建築工事業として請け負う一式工事における専門工事、または許可を受けた工事業の工事に付帯する工事について、当該工事を請負者が自ら施工する場合、その工事の施工の管理をつかさどる者として配置しなければならない技術者(監理技術者や主任技術者の資格を有する者)をいいます。
※6	受検資格の対象となる専任の監理技術者の配置が必要な建設工事は、土木工事業、とび・土工工事業または舗装工事業の特定建設業の許可を受けた建設業者が発注者から直接工事を請け負うものであって、下請代金額の総額が次の①～③のいずれかに該当する工事です。 ① 下請代金額の総額が5,000万円以上【令和7年2月1日以降の工事】 ② 下請代金額の総額が4,500万円以上【令和5年1月1日～令和7年1月31日までの工事】 ③ 下請代金額の総額が4,000万円以上【令和3年11月16日～令和4年12月31日までの工事】

### 17.2 旧受検資格

旧受検資格は、当該種目に関する実務経験として、建設工事における建設機械施工(前項※1参照)に従事した実務経験が、学歴や保有する資格に応じて、次の区分(イ)～(ニ)のいずれかを満たす方となります。

(1) 区分(イ)：指導監督の実務経験<sup>※8</sup>1年以上を含む次表の実務経験を有すること

最終学歴 <sup>※6</sup> または保有資格	必要とする資格要件(卒業後とは、最終学歴の学校の卒業後をいう。)	
	指定学科 <sup>※7</sup>	指定学科以外 <sup>※7</sup>
学校教育法による ・大学卒業 ・専門学校卒業 (高度専門士)	卒業後3年以上の実務経験 (1年以上の指導監督の実務経験を含む。)	卒業後4年6月以上の実務経験 (1年以上の指導監督の実務経験を含む。)
学校教育法による ・短期大学卒業 ・高等専門学校卒業 ・専門学校卒業(専門士)	卒業後5年以上の実務経験 (1年以上の指導監督の実務経験を含む。)	卒業後7年6月以上の実務経験 (1年以上の指導監督の実務経験を含む。)
学校教育法による ・高等学校卒業 ・中等教育学校卒業 ・専門学校卒業 (高度専門士・専門士を除く)	卒業後10年以上の実務経験 (1年以上の指導監督の実務経験を含む。)	卒業後11年6月以上の実務経験 (1年以上の指導監督の実務経験を含む。)
その他の者 (最終学歴が中学校卒業等)	学歴にかかわらず、15年以上の実務経験(1年以上の指導監督の実務経験を含む。)	

※6～8については、20頁をご覧ください。

(2) 区分(ロ)：2級合格者<sup>※9</sup>であって、指導監督の実務経験<sup>※8</sup>1年以上を含む次表の実務経験を有すること

最終学歴 <sup>※6</sup> または保有資格	必要とする資格要件(卒業後とは、最終学歴の学校の卒業後をいう。)	
	指定学科 <sup>※7</sup>	指定学科以外 <sup>※7</sup>
○2級合格後、5年以上の者	2級合格後に、指導監督の実務経験1年以上を含む5年以上の実務経験がある者。	
○2級合格後、5年未満の者	次のいずれかの者 ① 卒業後、2級合格の種別について2年以上の実務経験後に、指導監督の実務経験1年以上を含む6年以上(通算して8年以上)の実務経験がある者。 ② 卒業後、2級合格の種別について1年6月以上で、他の種別と合わせて3年以上の実務経験後に、指導監督の実務経験1年以上を含む6年以上(通算して9年以上)の実務経験がある者。	次のいずれかの者 ① 卒業後、2級合格の種別について3年以上の実務経験後に、指導監督の実務経験1年以上を含む6年以上(通算して9年以上)の実務経験がある者。 ② 卒業後、2級合格の種別について2年3月以上で、他の種別と合わせて4年6月以上の実務経験後に、指導監督の実務経験1年以上を含む6年以上(通算して10年6月以上)の実務経験がある者。
その他の者	学歴にかかわらず、次のいずれかの者 ① 2級合格の種別について6年以上の実務経験後に、指導監督の実務経験1年以上を含む6年以上(通算して12年以上)の実務経験がある者。 ② 2級合格の種別について4年以上で、他の種別と合わせて8年以上の実務経験後に、指導監督の実務経験1年以上を含む6年以上(通算して14年以上)の実務経験がある者。	

※6～9については、20頁をご覧ください。

(3) 区分(八)：専任の主任技術者<sup>※10</sup>の実務経験1年以上を含む次表の実務経験を有すること

	最終学歴 <sup>※6</sup> または保有資格	必要とする資格要件(卒業後とは、最終学歴の学校の卒業後をいう。)	
		指定学科 <sup>※7</sup>	指定学科以外 <sup>※7</sup>
○ 2級 合格 者 <sup>※9</sup>	合格後、3年以上の者	2級合格後に、専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む3年以上の実務経験がある者。	
	合格後、3年未満の者  学校教育法による ・短期大学卒業 ・高等専門学校卒業 ・専門学校卒業 (専門士)	/	次のいずれかの者 ① 卒業後、2級合格の種別について2年以上の実務経験後に、専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む4年以上(通算して6年以上)の実務経験がある者。 ② 卒業後、2級合格の種別について1年6月以上で、他の種別と合わせて3年以上の実務経験後に、専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む4年以上(通算して7年以上)の実務経験がある者。
	合格後、3年未満の者  学校教育法による ・高等学校卒業 ・中等教育学校卒業 ・専門学校卒業 (高度専門士・専門士を除く)		次のいずれかの者 ① 卒業後、2級合格の種別について2年以上の実務経験後に、専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む4年以上(通算して6年以上)の実務経験がある者。 ② 卒業後2級合格の種別について1年6月以上で、他の種別と合わせて3年以上の実務経験後に、専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む4年以上(通算して7年以上)の実務経験がある者。
	合格後、3年未満の者  その他の者	次のいずれかの者 ① 2級合格の種別について6年以上の実務経験後に、専任の主任技術者としての実務経験1年以上を含む4年以上(通算して10年以上)の実務経験がある者。 ② 2級合格の種別について4年以上で、他の種別と合わせて8年以上の実務経験後に、専任の主任技術者としての実務経験1年以上を含む4年以上(通算して12年以上)の実務経験がある者。	次のいずれかの者 ① 卒業後、2級合格の種別について3年以上の実務経験後に、専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む4年以上(通算して7年以上)の実務経験がある者。 ② 卒業後2級合格の種別について2年3月以上で、他の種別と合わせて4年6月以上の実務経験後に、専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む4年以上(通算して8年6月以上)の実務経験がある者。
○ そ の 他 の 者	学校教育法による ・高等学校卒業 ・中等教育学校卒業 ・専門学校卒業 (高度専門士・専門士を除く)	卒業後、専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む通算して8年以上の実務経験がある者。  * (注)を必ず確認してください。	卒業後、専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む通算して9年6月以上の実務経験がある者。(土木施工管理技士等の資格を令和4年度までに取得している者)  * (注)を必ず確認してください。
	その他の者	専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む通算して13年以上の実務経験がある者。 * (注)を必ず確認してください。	

※6～10については、20頁をご覧ください。

(注)：専任の主任技術者としての実務経験の開始時期は、次の①～④のようになります。

- 主任技術者になるための国土交通大臣が認定する資格(土木施工管理技士の合格者等)を有する者は、その資格取得後に専任の主任技術者として従事した経験をいいます。当該資格を有することを証する合格証明書等の写しを必ず添付してください。
- 高校、中等教育学校および専門学校の指定学科の卒業生で、建設業法第7条により、実務の経験により主任技術者として従事する場合は、卒業後5年以上の実務経験後に専任の主任技術者として従事した経験をいいます。
- 高校、中等教育学校および専門学校の指定学科以外の卒業生で、建設業法第7条により、実務の経験により主任技術者として従事する場合は、卒業後10年以上の実務経験後に専任の主任技術者として従事した経験をいいます。この場合、通算の実務経験年数は最短で11年以上が必要です。
- その他の者で、建設業法第7条により、実務の経験により主任技術者として従事する場合は、卒業後10年以上の実務経験後に専任の主任技術者として従事した経験をいいます。

(4) 区分(二)：期間の重複のない指導監督の実務経験<sup>※8</sup>1年以上と専任の監理技術者の指導のもとにおける実務経験<sup>※11</sup>2年以上を含む次表の実務経験を有すること。

	最終学歴 <sup>※6</sup> または保有資格	必要とする資格要件(卒業後とは、最終学歴の学校の卒業後をいう。)	
		指定学科 <sup>※7</sup>	指定学科以外 <sup>※7</sup>
	学校教育法による ・高等学校卒業 ・中等教育学校卒業 ・専門学校卒業 (高度専門士・専門士を除く)	卒業後、8年以上の実務経験がある者であって、次の①および②の要件を満たす者。(①と②の期間の重複は不可) ① 指導監督の実務経験が1年以上ある者。 ② 5年以上の実務経験の後に、専任の監理技術者による指導を受けた実務経験が2年以上ある者。	/
	○2級合格者 <sup>※9</sup>	2級合格後に、次の①および②の要件を満たす3年以上の実務経験がある者。(①と②の期間の重複は不可) ① 指導監督の実務経験が1年以上ある者 ② 専任の監理技術者による指導を受けた実務経験が2年以上ある者。	

※6	最終学歴は、実務経験の前に卒業した学校となります。定時制または通信制の学校に在学中の経験や入学前の経験を実務経験とする場合は、その実務経験の前に卒業した学校を最終学歴としてください。
※7	指定学科は、当協会ホームページに掲載する第二次検定の受検の手引「 <a href="#">受検の手引(別冊)</a> 」の指定学科・専修学校等一覧でご確認ください。この別冊に記載された学科以外のものが「指定学科以外」になります。
※8	指導監督の実務経験は、実務経験のうち、施工監督等の立場で、部下や下請負者等に対して、建設機械施工の施工の管理に関する技術的事項において総合的に指導監督を行った経験です。
※9	2級合格者とは、令和3年度以降の2級建設機械施工管理第二次検定の合格者、または令和2年度までの2級建設機械施工技術検定の合格者をいいます。
※10	専任の主任技術者の実務経験は、建設業法第26条第3項により専任の技術者の配置が義務づけられた工事での主任技術者の経験をいいます。専任の技術者の配置が必要な工事とは、個人住宅を除く公共性のある施設等の重要な建設工事、請負代金額が次の①～④のいずれかに該当する工事です。 ① 1件の請負代金額が4,500万円以上(建築一式工事は9,000万円以上)【令和7年2月1日以降の工事】 ② 1件の請負代金額が4,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上)【令和7年1月31日以前の工事】 ③ 1件の請負代金額が3,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上)【令和4年12月31日以前の工事】 ④ 1件の請負代金額が2,500万円以上(建築一式工事は5,000万円以上)【平成28年5月31日以前の工事】
※11	専任の監理技術者の配置が必要な建設工事は、特定建設業の許可を受けた建設業者が発注者から直接工事を請け負うものであって、下請代金額の総額が次の①～④のいずれかに該当する工事です。この工事における監理技術者のもとでの実務経験は、受検者が当該監理技術者と同じ会社に所属している場合に限り、かつ、 ① 下請代金額の総額が5,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上)【令和7年2月1日以降の工事】 ② 下請代金額の総額が4,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上)【令和7年1月31日以前の工事】 ③ 下請代金額の総額が4,000万円以上(建築一式工事は6,000万円以上)【令和4年12月31日以前の工事】 ④ 下請代金額の総額が3,000万円以上(建築一式工事は4,500万円以上)【平成28年5月31日以前の工事】

◎区分(イ)～(二)に係る学歴について

\* 高校以上の学歴の者は、受検申込みの際に卒業証明書の提出が必要です。

大学卒業生	<ul style="list-style-type: none"> <li>㊸ 大学院の卒業生は、進学前の卒業した大学を最終学歴としてください。</li> <li>㊹ 大学院に飛び入学された方は、その専攻に該当する大学の学科を卒業した者と同じに扱われます。</li> <li>㊺ 大学改革支援・学位授与機構により学位の授与を受けた方は、その専攻区分に応じた大学の学科を卒業した者と同じに扱われます。</li> <li>㊻ 国外における学士の学位に相当する学歴を有する方は、大学(指定学科以外)を卒業した者と同じに扱われます。</li> </ul>
専門学校卒業生(高度専門士)	高度専門士とは、学校教育法により「専門学校」と称することができる専修学校のうち、修業年数が4年以上、全課程の修了に必要な総授業時間が3,400時間以上などの規定を満たす教育課程の修了を認定された者をいいます。

短期大学卒業生	短期大学卒業生には、旧専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）による検定合格者が含まれます。卒業した学科により指定学科と指定学科以外に区分されます。
専門学校卒業生（専門士）	専門士とは、学校教育法により「専門学校」と称することができる専修学校のうち、修業年数が2年以上、全課程の修了に必要な総授業時間が1,700時間以上などの規定を満たす教育課程の修了を認定された者をいいます。
高等学校卒業生	<p>国外の学校教育において12年目の課程を修了した方は、高校（指定学科以外）を卒業した者と同じに扱われます。</p> <p>このほか、高等学校卒業生には、旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定合格者が含まれます。卒業した学科により指定学科と指定学科以外に区分されます。また、次の①～⑦の試験の合格者または卒業生は、高等学校の指定学科以外の卒業生となります。</p> <p>① 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による試験  ② 旧大学入学試験検定規程（昭和26年文部省令第13号）による検定  ③ 旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）による検定  ④ 旧高等学校高等科入学資格試験規程（大正8年文部省令第9号）による試験  ⑤ 旧高等学校令（大正7年勅令第389号）による高等学校の尋常科  ⑥ 旧青年学校令（昭和14年勅令第254号）による青年学校本課  ⑦ 旧師範教育令（昭和18年勅令第109号）による付属中学、師範学校予科若しくは青年師範学校予科卒業又は修了者。</p>

## 18. 実務経験【参考】

建設機械施工管理技術検定における実務経験は、次の「18.1 対象となる建設工事等」に該当する工事での「18.2 建設機械施工の実務経験」をいいます。

実務経験は、新受検資格と旧受検資格とで対象となる建設工事や実務経験の内容が異なりますので、第二次検定の受検申込みにあたっては十分に注意してください。

### 18.1 対象となる建設工事等

建設機械施工管理種目の実務経験となる建設工事は、次表のうち「土木工事業」、「とび・土工工事業」、「舗装工事業」（以下「当該種目の工事業」という。）に関する工事であって、次の①～⑤のいずれかに該当するものとします。

- ① 当該種目の工事業の許可を有する者が請け負う工事。
- ② 建設業許可を必要としない軽微な建設工事（工事1件の請負代金の額が500万円未満のもの）であって、専ら当該種目の工事業の工事を請け負う者が行う工事。
- ③ 当該種目の工事業以外の許可を有する者が、請負工事に付帯する工事を、建設業法第26条の2の定める技術者（以下「専門技術者<sup>\*</sup>」という。）を置いて自ら行う当該種目の工事業の工事。
- ④ 当該種目の工事業以外の許可を有する者が請け負う工事であって、18.2項に示す第1種～第6種の建設機械を使用し施工する土工、基礎工または舗装工に係る工事。（新受検資格の施工の管理の実務経験を除く。）
- ⑤ その他、次の(1)～(3)に示す建設工事に相当する工事。

※	許可を受けた工事業の工事に付帯する工事を請負者が自ら施工する場合、その工事の施工の管理をつかさどる者として配置しなければならない技術者（監理技術者や主任技術者の資格を有する者）をいいます。
---	--

### 建設業法における工事の種類と業種区分

1. 土木一式工事 (土木工事業)	11. 鋼構造物工事 (鋼構造物工事業)	21. 熱絶縁工事 (熱絶縁工事業)
2. 建築一式工事 (建築工事業)	12. 鉄筋工事 (鉄筋工事業)	22. 電気通信工事 (電気通信工事業)
3. 大工工事 (大工工事業)	13. 舗装工事 (舗装工事業)	23. 造園工事 (造園工事業)
4. 左官工事 (左官工事業)	14. しゅんせつ工事 (しゅんせつ工事業)	24. さく井工事 (さく井工事業)
5. とび・土工・コンクリート工事 (とび・土工工事業)	15. 板金工事 (板金工事業)	25. 建具工事 (建具工事業)
6. 石工事 (石工事業)	16. ガラス工事 (ガラス工事業)	26. 水道施設工事 (水道施設工事業)
7. 屋根工事 (屋根工事業)	17. 塗装工事 (塗装工事業)	27. 消防施設工事 (消防施設工事業)
8. 電気工事 (電気工事業)	18. 防水工事 (防水工事業)	28. 清掃施設工事 (清掃施設工事業)
9. 管工事 (管工事業)	19. 内装仕上工事 (内装仕上工事業)	29. 解体工事 (解体工事業)
10. タイル・れんが・ブロック工事 (タイル・れんが・ブロック工事業)	20. 機械器具設置工事 (機械器具設置工事業)	

### (1) 建設工事に相当する工事等【新旧受検資格共通】

- ① 建設業の許可を有する者が国外で施工した建設工事に相当する工事。
- ② 国や地方自治体等が発注する役務の提供に係る土木建築に関する工事に相当する業務であって、その発注仕様で、当該業務における業務管理を建設工事における監理技術者または主任技術者に相当する技術者が行うことを義務づけたもの。
- ③ 国または地方自治体等が自ら管理し施工する工事等（相当する作業を含む。）。
- ④ 国土交通大臣が受検資格の実務経験と同等以上の工事と認めたもの（認定通知を受けたものに限る。）。

## (2) 建設工事に相当する工事等【新受検資格に限るもの】

自社ビルの建設や構内整備等の建設業許可を必要としない自社の事業目的のための土木建築に関する工事。ただし、その施工の管理を、建設工事における監理技術者または主任技術者に相当する技術者が行うものに限る。

## (3) 建設工事に相当する工事等【旧受検資格に限るもの】

国土交通大臣が実務経験と認定する職業訓練（次表のとおり。）。

国土交通大臣が実務経験と認定する職業訓練一覧

所在地	施設名	訓練科	準拠しているカリキュラム規定(職能法省令別表)	実務経験とみなす期間
熊本県	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 熊本職業能力開発促進センター 荒尾訓練センター	熊本職業能力開発促進センター 荒尾訓練センター短期課程 建設機械運転科	建設機械運転科	5ヶ月
鹿児島県	鹿児島県立吹上高等技術専門学校	鹿児島県立吹上高等技術専門学校 普通課程機械整備系 建設機械整備科	建設機械整備科	1年

### 18.2 建設機械施工の実務経験

- \* 建設機械施工管理技術検定における実務経験は、次表に示す第1種～第6種に該当する建設機械を使用して行う建設工事の施工（以下「建設機械施工」という。）をいいます。
- \* 建設機械施工の実務経験は、建設機械施工に関する技術上の職務経験をいい、次の「(1) 施工の管理に関する実務経験」と「(2) 建設機械操作施工に関する実務経験」に区分され、新受検資格の実務経験は(1)に限られます。旧受検資格は(1)および(2)が実務経験になりますが、「指導監督の実務経験」や「専任の主任技術者としての実務経験」として、(1)の実務経験が一定期間以上必要です。
- \* 建設機械施工の実務経験は、請負者側の技術者として建設工事等に従事した経験のほか、発注者側の技術者や工事監理等を行う技術者としての業務（施工の管理に関する実務経験に限る。）も対象とします。

建設機械の種別一覧

（次表以外(ホイールクレーン、コンクリートポンプ車、ダンプトラック等)は当該検定の建設機械の対象外です。）

検定科目(種別)	内 容
第1種	トラクター系建設機械 ブルドーザー、トラクター・ショベル、モーター・スクレーパーその他これらに類する建設機械による施工
第2種	ショベル系建設機械 パワー・ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェルその他これらに類する建設機械による施工
第3種	モーター・グレーダー モーター・グレーダーによる施工
第4種	締固め建設機械 ロード・ローラー、タイヤ・ローラー、振動ローラーその他これらに類する建設機械による施工
第5種	舗装用建設機械 アスファルト・プラント、アスファルト・デストリビューター、アスファルト・フィニッシャー、コンクリート・スプレッター、コンクリート・フィニッシャー、コンクリート表面仕上機等による施工
第6種	基礎工事用建設機械 くい打機、くい抜機、大口径掘削機その他これらに類する建設機械による施工

### (1) 施工の管理に関する実務経験【新旧受検資格共通】

当該種目の工事業に関する建設機械施工にあたり、その施工計画の作成および当該工事等の工程管理、品質管理、安全管理、機械管理等の工事等の施工の管理に直接的に関わる技術上の職務経験<sup>\*1</sup>（業務として行われたものに限る。以下「施工の管理」という。）で、①～③のいずれかの経験をいいます。

- ① 工事請負者等<sup>\*2</sup>の従業員<sup>\*3</sup>として、建設工事等の施工の管理に従事した経験。
- ② 建設業許可を有する者が請け負った建設工事の施工の指導または監督を行うための発注者の従業員<sup>\*3</sup>として従事した経験。
- ③ 建設業許可を有する者が請け負った建設工事の監理等業務受託者の従業員<sup>\*3</sup>として、該当工事の工事監理を行った経験。

※1	監理技術者や主任技術者等の立場で施工の管理を行った経験のほか、これらの者のもとで担当者として施工の管理に関する業務に従事した経験をいいます。
※2	建設工事等を施工する者であって、建設工事の請負者のほか、監理技術者または主任技術者に相当する技術者を置き、自ら管理し施工する国または地方自治体等を含みます。また、新受検資格では自社事業目的のための土木建築に関する工事を行う者を含みます。
※3	直接の雇用者のほか、この建設工事等に従事する派遣技術者または在籍型出向者、工事請負者等が自ら施工に従事する場合を含みます。

＜以下の業務は、当該種目の施工の管理の実務経験となりません。＞

- ・土の掘削、コンクリート打設、型枠工等の実際の労務作業に従事する業務
- ・自動車や歩行者等の交通の安全確保のための監視・誘導等の業務
- ・工事着工前の基本設計や実施設計等の設計業務および設計業務に係る測量・調査・積算等の業務
- ・官公庁における行政および行政指導の業務
- ・研究所、学校等における研究、教育および指導等の業務
- ・現場事務、営業等の業務
- ・アルバイトによる業務および雑役務等の業務
- ・その他、建設機械施工に関わらない業務

### (2) 建設機械操作施工に関する実務経験

オペレータまたはその補助者として建設機械による施工を行った経験（業務として行われたものに限る。以下「建設機械操作施工に関する実務経験」という。）をいいます。

この実務経験には、建設機械施工の補助作業として実施する土の掘削・埋め戻し等の人力作業も含まれますが、建設機械施工に該当しない工事等での人力作業は対象外です。

### 18.3 国外の実務経験の国土交通大臣による認定申請【旧受検資格に限るもの】

- \* 建設業の許可を受けた者が請け負う国外での建設工事以外は、国土交通大臣に個別に申請し認定書の交付を受ける必要があります。詳細は下記にお問い合わせください。

(認定に関する問合せ先)：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 技術検定係  
TEL：03-5253-8111(代表) FAX：03-5253-1553

## 19. よくある質問

### 1級第一次検定【新しい検定制度について】

**Q** 令和6年度からの制度改正とはどのような内容のものでしょうか？

**A** 主に受検資格に関する改正で、改正後の第一次検定と第二次検定の受検資格(以下「新受検資格」という。)は次のようになります。詳細は、受検の手引の「[3.1 受検資格](#)」をご覧ください。

- ・1級第一次検定の新受検資格は受検年度に19才以上となる者はどなたでも受検できます。
- ・1級第二次検定の新受検資格は学歴による区分がなくなり、1級第一次検定または2級第二次検定(令和2年度以前の2級技術検定を含む。)に合格後の実務経験年数が受検資格となります。なお、経過措置により令和10年度までは改正前の受検資格(以下「旧受検資格」という。)を満たすことで第二次検定を受検できます。

**Q** 制度改正により試験問題が変わるのですか？

**A** 1級第一次検定の試験問題の出題分野、出題数、出題形式などはこれまでと変わりありません。

**Q** これまでの技術検定の合格者と処遇の違いはありますか？

**A** 合格者の処遇はこれまでと変わりありません。1級第一次検定の合格者の処遇については受検の手引の「[14. 合格者の処遇](#)」をご覧ください。

**Q** 第二次検定の受検申込みに必要な実務経験証明書とはどのようなものですか？

**A** 受検者の実務経験について、所属先の代表者等(以下「証明者」という。)が証明するための書類です。新受検資格では、原則として、工事ごとに工事名、注文者名、請負金額、工期のほか、当該工事の施工の管理を司る監理技術者等の氏名や、受検者の従事期間等を記載し証明者が証明するものです。第一次検定合格後は、実務経験証明書に記載するための上記項目について記録し、必要に応じて証明者の証明をもらっておくようにしてください。実務経験証明書の様式は、当協会ホームページからダウンロードできます。詳細については受検の手引の「[13. 実務経験の記録と保存【重要】](#)」をご覧ください。

### 1級第一次検定【受検申込みについての質問】

**Q** 第一次検定と第二次検定を同年度に受検することはできないのですか？

**A** 令和5年度までは受検者の便宜を図るため、第一次検定の合格を前提とした第二次検定の受検申請の受付を行っていましたが、第二次検定は1級第一次検定合格者を対象とした試験のため、第一次検定と第二次検定(筆記)試験を同日に行う建設機械施工管理技術検定では、第一次検定と第二次検定の同年度での受検申請の受付は取り止めることとなりました。

**Q** 申込みに必要なものはどのようなものですか？

**A** 受検の手引に同封の申請書類、写真票のほか、住民票が必要となります。写真票の写真や住民票の記載事項の不備により再提出となる方が増えていますので、受検申込みの際は十分に注意してください。詳細は受検の手引の「[4. 提出書類](#)」をご覧ください。

**Q** 提出する住民票や写真は古いもので大丈夫ですか？

**A** 住民票は申請時から6ヶ月以内に交付を受けたもの、写真は申請時から6ヶ月以内に撮影したものを提出してください。詳細は受検の手引の「[4. 提出書類](#)」をご覧ください。

**Q** 申込期限までに必要な書類が揃わない場合はどうすればよいですか？

**A** 原則として、申込みに必要な書類はすべて準備のうえ、申込み期限までに専用の封筒により簡易書留で提出してください。ただし、住民票については、やむを得ない事情により提出が間に合わない場合は、事前に連絡いただければ所定の期間まで延期できる場合があります。他の書類は必ず期限内に提出してください。なお、必要な記載事項に多くの空欄や不備がある申込みについては受付しません。

**Q** 申込みは専用の封筒でなければダメですか？

**A** 受付審査を的確に行う必要から、受検の手引に同封の専用封筒により簡易書留で送付してください。申請書類は、専用封筒により、受検種目、検定区分、受検地ごとに個別に保管し審査を行います。他の方法により送付された場合は、送料を受信人払いとする方法により返送させていただきます。

**Q** 受検申込書の記入に際して、誤った事項を記入してしまいました。訂正方法はどうすればいいですか？

**A** 訂正箇所には二重線を引き、余白に訂正事項を記入してください。訂正印は不要です。

**Q** 申込み後、氏名、本籍、住所が変わりました。どうすればいいですか？

**A** 受検の手引の「[6. 申込み内容の変更、取り消し手続き](#)」をご覧ください。 「郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届」の様式に必要な事項を記入し、「当協会試験部あて」に送付してください。

**Q** 受検地を変更したいのですが、どうすればよいですか？

**A** 原則として受検地の変更はできません。ただし、転勤、転職、婚姻等で居住地が変わる等のやむを得ない理由の場合であって、希望先の受検地で受け入れが可能な場合に限り受検地を変更できる場合があります。受検地変更については、事前に当協会試験部あてに電話で確認してください。

### 1級第一次検定【試験および合否発表等についての質問】

**Q** 受検票はいつ発送されますか？

**A** 第一次検定試験の受検票の発送は令和7年5月30日を予定しています。令和7年6月6日の午前中までに受検票が届かない場合は、受検者本人から当協会試験部まで問合せを行ってください。

**Q** 試験会場はいつ分かるのですか？

**A** 第一次検定の試験会場は受検票でお知らせします。試験会場は毎年同じ会場とは限りません。試験会場および試験日時については、必ず受検者ごとに受検票により確認してください。

**Q** 試験問題の公表はどうしていますか、当日に試験問題の持ち帰りはできますか？

**A** 試験問題は、試験日の翌日9時30分から1年間当協会ホームページにおいて公表します。第一次検定の正答は試験問題と合わせて公表します。当日の試験問題の持ち帰りは、その試験の終了時刻まで受検していた者に限り認められています。途中退室者については、不正防止の観点から持ち帰りは認められていません。



**Q 講習会や参考書は紹介してもらえますか？**

**A** 当協会は試験実施機関であり、公平性の観点から事前の講習会や参考書の紹介は行っていません。

**Q 試験問題の内容について問合せできますか？**

**A** 内容については、一切お答えできません。前回試験の第一次検定試験問題は当協会ホームページで試験日の翌日から1年間掲載しておりますのでご覧ください。

**Q 第一次検定の合格基準はどのようなものですか？**

**A** 国土交通省から事前に公表された合格基準は下記のとおりです。なお、試験実施後に合格基準が変更となる場合があります。その場合は国土交通省から合格基準の変更について公表されます。  
 ・第一次検定：得点が満点の60%以上（必須・選択解答問題を合わせた全解答数の60%以上を正解すること。）

**Q 合格発表日が受検の手引では「予定」となっていますが、正式な発表日はいつ決まりますか？**

**A** 採点作業等の遅れが生じる場合も想定されるため、現時点の合格発表日は予定の日程としています。合格発表日が確定次第、当協会のホームページでお知らせします。

**【その他の質問】**

**Q その他の問合せはどうすればいいですか？**

**A** 下記に、電話でお問合せください。（お問合せの際は、おかけ間違いのないようお願いいたします。）  
 問合せは、受検の手引の記載についての不明な点、または受検の申請に際し受検の手引に記載のない事項についてのものに限り、受検の手引を読まないままの質問は堅くお断りいたします。  
 ・当協会試験部 03-3433-1575（受付時間：平日の9:30～12:00、13:00～17:30）なお、土・日曜日及び祝日は休業日です。

令和7年度 1級建設機械施工管理技術検定（第一次検定）  
 郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届

第一次検定の受検希望地（申込時）	受検番号（注1）

フリガナ		生年月日
氏名（申込時）	（氏）（名）	昭和 平成 年 月 日

（注1）：受検票に記載（令和7年5月30日発送予定）。未着等で不明の場合は、記入不要です。

※以下の変更事項の該当番号に「○」をつけて、必要事項を記入してください。

①郵便物送付先住所の変更（郵便物届け先としていない現住所の変更は、届け出不要です。）

フリガナ	
住所（注2）	（〒 - ）
電話番号	（Tel - - ）※変更がある場合に記載

（注2）：郵便物送付先を会社とする場合は、会社名も記入してください。

②氏名の変更（戸籍抄本等の証明書類とともに、簡易書留で送付してください。）

フリガナ		上記申込時の氏名から左記氏名に変更
氏名（変更後）	（氏）（名）	

③本籍の変更（戸籍抄本等の証明書類とともに、簡易書留で送付してください。）

旧本籍（都道府県名）	→	新本籍（都道府県名）	※同一の都道府県内での変更は届け出不要です。

④受検希望地の変更

第一次検定	
（当初）	（変更）
（変更理由）	

⑤その他の変更


問合せ先	一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部（Tel 03-3433-1575）
FAX送信先（注3）	03-3433-0401（一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部あて）
郵送先住所	〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8（上記試験部あて）

（注3）：FAX送信後は、必ず問合せ先の試験部まで電話をして、正常に受信されたことを確認してください。

令和7年度 1級建設機械施工管理技術検定受検取消届（第一次検定）

一般社団法人日本建設機械施工協会会長殿

都合により、下記の技術検定の受検を取り消します。

検 定 試 験	1級建設機械施工管理 [第一次検定]
※1 受 検 地 または 受 検 番 号	
生 年 月 日	年 月 日
連 絡 先 電 話 番 号	
※2 送 付 先 住 所	〒

※1 受検票送付前の方は「第一次検定試験の受検地」を、受検票が送付された方は「受検番号」を記入してください。

※2 送付先が所属会社の場合は、会社名まで記入してください。

署名 \_\_\_\_\_

※署名は受検者が自筆で、正確に楷書で記入してください。

問 合 せ 先	一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部 (TEL 03-3433-1575)
FAX送信先(注)	03-3433-0401 (一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部あて)
郵送先住所	〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 (上記試験部あて)

(注) : FAX送信後は、必ず問合せ先の試験部まで電話をして、正常に受信されたことを確認してください。

○日付は送付日とし、必ず記入してください。

○郵送の場合は、簡易書留で送付してください。

○所定の期日までに取消届を受理した方へは、事務手数料を差し引いたうえで、取消を行った検定試験の受検手数料を、上記の送付先住所へ現金書留により返還します。